

終活

元気な今だから考える

ご存知ですか？

「相続税の非課税枠が大幅にダウン」

—あなたも、遺産相続に関する予備知識をもっと！—

平成27年1月の改正相続税法の施行に伴い、平成28年の相続税課税対象者は約11万人と6年前に比べて倍増しています。今まで相続税とは無縁と考えていたあなたも対象者になる可能性があります。あります。そこで、改正ポイントについて学びましょう。

相続税の非課税枠である基礎控除額が引き下げ

相続税は、これまでお金持(資産家)に課される税金で、自分たち庶民には関係ないと思っていた人が多いと思います。

しかし、平成27年1月の改正相続税法の施行により、非課税枠である基礎控除額が引き下げられ、改正前の4%だった相続税課税対象者は平成28年には8%と倍増することになりました。

今までお金持だけに課せられていた相続税にも国の財政難対策が持ち込まれ、とり易い庶民へも課税対象を拡大しようということになったものと思われます。

それでは、改正内容を具体例で

みてみましょう。相続人が2人だった場合の基礎控除額は下表のとおりです。

平成26年まで基礎控除額7000万円までは相続税がかからなかったことから、課税対象者は5万人台で推移していました。翌年の4割引き下げによる基礎控除額4200万円に10万人に倍増しました。

これからはお金持だけでなく、サラリーマン家庭の人たちも対象になる可能性があります。

相続税率はアップ 未成年者&障害者控除額が増

例えば、夫婦と子供2人の家庭で両親が亡くなり、子供2人が

自宅の土地・建物2500万円、預貯金2000万円と有価証券等1500万円を相続したとしましょう。

相続税の基礎控除額改正内容比較

	改正前	改正後
適用時期	平成26年12月31日	平成27年1月1日以降
基礎控除額	5000万円 + 1000万円×相続人	3000万円 + 600万円×相続人
具体例	5000万円 + 1000万円×2人 基礎控除額 = 7000万円	3000万円 + 600万円×2人 基礎控除額 = 4200万円



課税される相続財産の計算式は(相続財産の合計額) - (基礎控除額)となり、改正前後の比較表は左表のとおりです。

改正前は相続財産の合計額が6000万円、基礎控除額7000万円以内なので相続税はかかりません。改正後は合計額が基礎控除額4200万円を超えているので1800万円に対して課税されることになります。

課税額の計算式は(1800万円 × 税率15%) - 控除額50万円 = 220万円となります。改正前後で大きな格差が生じたことから、今後は「生前贈与」や「生命保険」による非課税枠の活用を検討することが肝要かと思えます。

また、今回の改正では相続税の税率がアップし、改正前の6段階から8段階へと細分化され、2億

課税される相続財産の計算式

改正前
(2500万円 + 3500万円) < 7000万円 基礎控除額内で、課税対象外
改正後
(2500万円 + 3500万円) - 4200万円 課税される相続財産 = 1800万円

円超部分が45%に、6億円超部分が55%に引き上げられることになりました。

基礎控除額の引き下げと税率の引き上げで相続人にとっては増税となりますが、朗報もあります。未成年者と障害者の控除額が増えました。未成年者(16~20歳)と障害者(85歳まで)の税額控除額が年間6万円から10万円に増額されたことです。

小規模宅地等の評価減の特例は 限度面積が拡大

最後に、今回の改正のもう一つの朗報は「小規模宅地(特定居住用宅地)等の評価減の特例」が拡大されたことです。これは相続時に、被相続人(亡くなった人)の自宅や事業用の敷地を引き継ぐ場合、相続税の負担を軽減するため、相続税の負担を軽減するために作られた制度です。

具体的には、被相続人の自宅を配偶者や同居親族が相続し、引き続き居住する場合は敷地面積330㎡まで80%の減額となります。例えば、自宅の敷地が1㎡20万円、250㎡の場合は下表のとおりです。

小規模宅地等の評価減の特例

	改正前	改正後
適用時期	平成26年12月31日	平成27年1月1日以降
宅地の価額	20万円 × 250㎡ = 5000万円	20万円 × 250㎡ = 5000万円
評価減の特例	20万円 × 80% × 240㎡ 特例による減額 = 3840万円	20万円 × 80% × 250㎡ 特例による減額 = 4000万円
相続税評価額	5000万円 - 3840万円 = 1160万円	5000万円 - 4000万円 = 1000万円

240㎡までであったのが、改正後は330㎡へと拡大され宅地の価額5000万円ではなく、相続税評価額1000万円に課税される大幅な減額となることから、相続人にとって今回の改正は最高のプレゼントといえます。

また、居住用宅地330㎡と事業用宅地400㎡を併用し、最大730㎡まで活用できる特例もできましたのでご検討下さい。

次回は、配偶者の税額軽減や二次相続、生命保険の活用方法などについて学びましょう。

シニアスタッフ 上田篤彦

売却不動産 大至急求む!! 売家・売土地売・マンション 仲介・即金買取り

こんな家... 売れるのかしら... 築数十年

親切査定・買取

私たちに任せください!! 買取後、責任を持ってリフォームいたします!!

フリーダイヤル(無料) 0120-017-102

http://www.toubu.co.jp

創業31年 全17店舗のネットワーク 株式会社 東武住販 北九州小倉店 国土交通大臣(5)第5407号 福岡県宅地建物取引業協会会員

フリーダイヤル(無料) 0120-017-102

■営業時間 AM9:30~PM6:00 ■毎週水曜日定休日
北九州市小倉北区昭和町1-3-13 東武住販 小倉ビル2階
TEL093-932-5005 FAX093-932-5055

人生100年時代 知って得する情報が満載!

終活フェスタ2018 in 北九州

入場料 無料

楽しくイキイキ 癒し・体験・食コーナー

終活フェスタスペシャルステージ ~自分を学ぼう!心と体の健康法~

~人生を楽しくイキイキと 自分らしく~

4月22日(日) 10:00~17:00

場所:西日本総合展示場新館AIM3F